

企業主導型保育事業施設 共同利用契約書

〒810-0023 福岡市中央区警固2-9-14
092-753-7739
株式会社アルバス
代表取締役 酒井 咲帆(ボーデ咲帆)

企業主導型保育事業とは、事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育ての両立に資することを目的としています。連携企業になっていただいた場合、連携企業の従業員の子どもは優先的に株式会社アルバスが作る保育園に入園できます。非常勤スタッフ、パートタイム等、様々な働きの方にも応じることが可能です。連携企業になるための条件は、子ども・子育て拠出金を負担している事業主であること。負担していれば個人事業主でも法人でも可能です。

上記の趣旨をご理解いただき、
_____様(以下、甲)と株式会社

アルバス(以下、乙)とは、両社間で企業主導型保育事業の趣旨に基づき、下記の通り企業連携契約を締結します。

記

第1条(目的)

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引を確立し、乙が設置する企業主導型保育施設(以下「本保育施設」という)を甲が共同利用することについて必要な事項を定めるものとする。

第2条(保育施設の所在地および名称)

保育施設の所在地：〒810-0025 福岡県福岡市中央区薬院伊福町11-3

保育施設の名称：いふくまち保育園

保育施設の所在地：〒810-0027 福岡県福岡市中央区御所ヶ谷2-45

保育施設の名称：ごしょがだに保育園

どちらかに入園するものとする。

第3条(契約内容および利用者)

- 甲の従業員は乙が設置する本保育施設を利用することができ、乙は適切な保育サービスを提供する。
- 本保育施設は福利厚生を目的とする乙および乙と共同利用契約を締結した企業の従業員が利用できる従業員枠の他、地域枠を設けるものとする。
- 甲が利用できる乙の保育施設の従業員枠は1名とする。但し、定員に空きがある場合はその限りではない。
- 乙は正当な理由なく申し込みの拒否や特定の共同利用契約者の受け入れを優先させてはならない。

第4条(保育施設の設置および運営)

本保育施設は乙が設置および運営を行い、甲が負担する費用は一切ない。

第5条（保育利用料）

保育利用料は、公益財団法人児童育成協会が定める利用者負担額として、乙が定める。

第6条（支払い方法）

保育利用料は本保育施設を利用する甲の従業員が乙に直接支払うものとする。

第7条（契約期間）

本契約の期間は、乙が保育園を運営する限り継続する。但し、乙の事前申し入れにより、本契約の解除ができるものとする。

第8条（秘密保持）

乙は、本契約に基づく企業連携により、知りえた甲の従業員の情報を、本人の書面による同意がないかぎり、甲に開示しないものとする。

第9条（権利譲渡の禁止）

甲は、本契約において保有する権利及び義務の全部または一部を、第三者に譲渡してはならない。

第10条（契約の解除）

甲が権利を放棄した場合は、催告なしにただちに、本契約を解除することができる。但し、その際、乙の保育園へ入園している甲の従業員の子どもがいた場合、乙と、甲の従業員との話し合いで退園するか否かを定めることができる。その場合、子どもを最優先して考えることとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自らまたはその役員、及び従業員が、「反社会的勢力」(警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団」をいい、以下同じ)でないこと、反社会的勢力との関係を一切持たないことを表明し、保障する。
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求や法的な責任を超えた不当な要求といった違法行為を行なわないことを確約する。
3. 甲および乙が前各項に違反したときは、相手方に対して損害賠償義務を負うことなく、何等の催告なしにただちに本契約の全部または一部を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。以上、本契約締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

年 月 日

甲

住所

会社名(法人名)

代表者名(代表者職及び氏名)

電話番号

乙 〒810-0023 福岡市中央区警固2-9-14
株式会社アルバス
代表取締役 酒井 咲帆(ボーデ咲帆)
092-791-9335